

住民税の算出方法（自分で計算してみましょう！）

この簡易税額表で求められるものは一般的な所得のみです。株式や譲渡などの分離所得のある方や配当所得のある方は、計算方法が異なりますので、この簡易計算表で税額を求めることはできません。



1. 収入金額から所得金額を算出します

(1) 給与収入の場合（源泉徴収票の給与所得控除後の金額が所得金額です）

所得金額の欄に（ ）がある場合は、（ ）に収入金額を入れて計算してください。

収入が 1,627,999 円以下の方

収入金額	所得金額	収入金額	所得金額
～650,999	0	651,000～1,618,999	() - 650,000
1,619,000～1,619,999	969,000	1,620,000～1,621,999	970,000
1,622,000～1,623,999	972,000	1,624,000～1,627,999	974,000

収入金額が 1,628,000 円～6,599,999 円の場合（まずは、収入金額を 1/4 してください）

() ÷ 4 = ,000 円△（千円未満切り捨て）

△の金額	所得金額
407,000～ 449,000	(△) × 2.4
450,000～ 899,000	(△) × 2.8 - 180,000
900,000～1,649,000	(△) × 3.2 - 540,000

収入金額が 6,600,000 円以上の場合

収入金額	所得金額
6,600,000～9,999,999	() × 0.90 - 1,200,000
10,000,000～	() × 0.95 - 1,700,000

給与所得金額 円

(2) 年金収入の場合

65 歳未満の場合

収入金額	所得金額
～700,000 円	0 円
700,001 円～1,299,999 円	() - 700,000 円
1,300,000 円～4,099,999 円	() × 0.75 - 375,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円	() × 0.85 - 785,000 円
7,700,000 円～	() × 0.95 - 1,555,000 円

65 歳以上の場合

収入金額	所得金額
～1,200,000 円	0 円
1,200,001 円～3,299,999 円	() - 1,200,000 円
3,300,000 円～4,099,999 円	() × 0.75 - 375,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円	() × 0.85 - 785,000 円
7,700,000 円～	() × 0.95 - 1,555,000 円

年金所得金額 円

(3) 営業所得・不動産所得等の事業所得及び公的年金以外の雑所得の場合

(収入金額 円) - (必要経費 円) = (所得金額 円)

(4) 一時所得の場合

{(収入金額 円) - (必要経費 円) - 500,000 円} × 1/2 = (所得金額 円)

※それぞれの所得金額を別々に計算し、合算したものが総所得金額になります。

総所得金額 円①

2. 所得控除の金額を計算します。

住民税（地方税）と所得税（国税）では、控除金額が異なりますのでご注意ください。

※ 主な控除のみ掲載しております。その他にも、扶養控除に係る加算がありますので、確定申告・源泉徴収票等の所得控除の金額を確認してください。また、社会保険料控除・医療費控除・雑損控除がある場合は、その控除額も追加してください。

単位：円

所		得		控		除		一		覧	
基礎控除	330,000	老人(扶養・配偶者)控除	380,000	生命保険料	控	除	所得税の 1/2 うち長期損害保 険は限度 10,000	下記計算の 通り			
配偶者控除	330,000	障害者控除	260,000								
扶養控除	330,000	特別障害者控除	300,000								
特定扶養控除	450,000	寡婦控除	260,000								
同居老親控除	450,000	寡婦特別控除	300,000								

※社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除は支払った金額が控除対象です。

※70歳以上の方についての扶養控除は、同居老人・老人扶養・老人配偶者のいずれかになります。

※特別障害者は、身体1級・2級、精神1級、療育手帳A、要介護4・5級などの方が対象です。

※特定扶養とは、1月1日現在の年齢が16歳以上23歳未満が対象です。

住民税の配偶者特別控除の範囲

納税者の合計所得金額が1000万円以下の場合で、下記の所得範囲の配偶者が対象となります。

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
380,001円～449,999円	330,000円
450,000円～499,999円	310,000円
500,000円～549,999円	260,000円
550,000円～599,999円	210,000円
600,000円～649,999円	160,000円
650,000円～699,999円	110,000円
700,000円～749,999円	60,000円
750,000円～759,999円	30,000円

控除額 円

医療費控除

(支払った医療費 - 保険等により補填された額【生命保険や高額療養費・出産一時金】)

- {(総所得金額等 × 5/100) 又は 10万円のいずれか少ない額} (限度額 200万円)

控除額 円

住民税の生命保険料控除計算方法

一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除をそれぞれ計算し合算してください。

支払保険料が

(ア) 15,000 円以下の場合・・・支払保険料の全額

(イ) 15,000 円を超え 40,000 円以下の場合

(支払保険料 円) $\times 1/2 + 7,500$ 円 = 控除額 円

(ウ) 40,000 円を超え 70,000 円以下の場合

(支払保険料 円) $\times 1/4 + 17,500$ 円 = 控除額 円

(エ) 70,000 円を超える場合・・・35,000 円

生命保険料控除

(一般の生命保険料控除 円) + (個人年金保険料控除 円)
= (生命保険料控除 円) 【限度額 70,000 円】

所得控除額の合計 円②

3. 課税標準額を算出します。

住民税 (① 円) - (② 円) = 円③

4. 調整控除を計算します (※1 参照)

③が 200 万円以下の方

人的控除額の差の合計と ③課税標準額のいずれか少ない額 $\times 5\% =$ 円④

③が 200 万円超の方

{人的控除額の差の合計額 - (③ - 200 万円)} $\times 5\% =$ 円⑤

ただし、⑤の額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円とします。

5. 課税標準額をもとに、税金を計算していきます。

(簡易計算になりますので、多少の誤差が生じる場合があります)

住民税所得割 (住民税は所得割のほかに均等割 5,000 円が別途かかります)

(③ 円) $\times 10\%$ 《一律》 = 円⑥

⑥ 円 - ④ 又は ⑤ 円 = 所得割 円

住民税 (所得割 円) + (均等割 5,000 円) = (円)

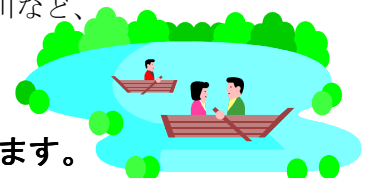
※合計所得金額が 280,000 円を超え 350,000 円以下の方は、均等割のみ課税となります。

茨城県では平成 20 年度県民税から「森林湖沼環境税」の導入に伴い県民税均等割が変わりました。

県北地域や筑波周辺の森林などの身近な緑や、霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川など、豊かな環境を守るために、茨城県では森林湖沼環境税が導入されました。

森林湖沼環境税が導入されたことにより、

県民税均等割は、2,000 円 (うち 1,000 円が森林湖沼環境税) になります。



※1 調整控除とは

平成 19 年の税法改正に伴い、所得税と住民税の税源移譲が行われました。それに伴い生じる所得税と住民税の人的控除額（基礎控除・扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するための控除です。

人的控除の種類		人的控除の差	(参考) 人的控除額	
			所得税	住民税
障害者控除	普通	1 万円	27 万円	26 万円
	特別	10 万円	40 万円	30 万円
寡婦控除	一般	1 万円	27 万円	26 万円
	特例加算	4 万円	8 万円	4 万円
寡夫控除		1 万円	27 万円	26 万円
勤労学生控除		1 万円	27 万円	26 万円
配偶者控除	一般	5 万円	38 万円	33 万円
	老人	10 万円	48 万円	38 万円
扶養控除	一般	5 万円	38 万円	33 万円
	特定	18 万円	63 万円	45 万円
	老人	10 万円	48 万円	38 万円
	同居老親	13 万円	58 万円	45 万円
同居特別障害者加算		12 万円	35 万円	23 万円
配偶者	38 万円超 40 万円未満	5 万円	38 万円	33 万円
特別控除	40 万円以上 45 万円未満	3 万円	36 万円	33 万円
基礎控除		5 万円	38 万円	33 万円

この計算表で使用している用語の解説です。

- ※ 所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いたものです。
- ※ 総所得金額等とは、事業所得・利子所得・配当所得・給与所得・雑所得等及び総合課税の長期譲渡所得と一時所得の 2 分の 1 の金額・退職所得・山林所得の合計額です。譲渡所得などの申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算します。また、繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。
- ※ 合計所得金額とは、事業所得・利子所得・配当所得・給与所得・雑所得等及び総合課税の長期譲渡所得と一時所得の 2 分の 1 の金額・退職所得・山林所得の合計額です。譲渡所得などの申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算します。また、繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。
- ※ 社会保険料控除とは、社会保険の健康保険料・国民健康保険税・厚生年金保険料・国民年金保険料などをいいます。
- ※ 寡婦控除の特例加算は、夫と死別又は離別後、再婚していなく、扶養親族である子があり、その年の合計所得金額が 500 万円以下の方が適用になります。
- ※ 扶養控除等の老人は、1 月 1 日現在の年齢が 70 歳以上の方です。
- ※ 扶養控除の特定とは、1 月 1 日現在の年齢が 16 歳以上 23 歳未満の方です。
- ※ 同居老親とは、老人扶養のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者との同居を常としている方です。

その他、詳しい解説や控除の説明については、市税のしおりをご覧ください。